（旧4号建築物のうち、平屋かつ200㎡以下の建築物を除く）

 新2号建築物(業務範囲内) 中間・完了検査申請の必要提出書類ﾁｪｯｸｼｰﾄ1/3

（注意）完了検査時に現地で検査員に提示して頂く各種書類や写真等※も別途準備ください。

※構造や防火、省エネ（外皮、設備機器）の仕様、品質が確認できる書類及び工事監理状況がわかる写真

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（建築主） |  |

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構（建築確認事務所）

Ver.2025.6.16

|  |  |
| --- | --- |
| * 中間検査申請時 （佐賀市内の100㎡超の住宅）
 | 申請者確認欄☑ |
| １）中間検査申請書　　　　　　　　　　　 1部 | 第四面は、申請建物の工事監理の状況について記入ください。 | □ |
| ２）委任状（任意様式）申請者の押印不問 写し　１部 | 建築確認申請時に検査申請の委任まで受けている場合は、提出不要です。 | □ |
| ３）軽微な変更届　　　　　　　　　　　2部（変更図面類を含む） | 直前の建築確認後に工事内容の変更が生じた場合は提出ください。なお、計画変更確認申請が必要となる可能性がある場合は、事前に相談ください。省エネ基準に関する変更がある場合は「完了検査申請時　５）省エネ法に関する図書」を合わせて提出ください | □ |
| ４）建築確認済証の写し（添付図面類を含む）1部（当機関で建築確認を受けている場合は不要） | 建築確認を当機構以外で受けた場合は、写しを提出ください。 | □ |

（注意）中間検査の対象は「佐賀市内の100㎡（増築の場合は増築部分の面積）を超える住宅」です。

《参考》木造建築物の「特定工程」（佐賀市HPより）

 【在来工法の場合】 「柱、梁、筋かい等の建て方工事」

 【枠組壁工法の場合】 「耐力壁の設置工事」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 完了検査申請時（佐賀県内共通）
 | 申請者確認欄☑ | 受付時確認欄☑ |
| １）完了検査申請書　　　　　　　　　 1部 | 第四面は、申請建物の工事監理の状況について記入ください。 | □ | □ |
| ２）中間・完了検査申請の必要提出書類ﾁｪｯｸｼｰﾄ | このチェックシートです。申請者確認欄にチェックの上提出下さい。 | □ | □ |
| ３）委任状（任意様式）申請者の押印不問 写し可1部 | 建築確認申請時に検査申請の委任まで受けている場合は、提出不要です。 | □ | □ |
| ４）軽微な変更届　　　　　　　　　　　2部（変更図面類を含む） | 直前の建築確認又は中間検査後に工事内容の変更が生じた場合は提出ください。なお、計画変更確認申請が必要となる可能性がある場合は、事前に相談ください。　省エネ基準に関する変更がある場合は「５）省エネ法に関する図書」を合わせて提出ください。 | □ | □ |
| ５）建築確認済証の写し（添付図面類を含む）1部（当機関で建築確認を受けている場合は不要） | 建築確認を当機構以外で受けた場合は、写しを提出ください。（中間検査申請時に提出した場合は、提出不要です。） | □ | □ |
| ６）省エネ法に関する図書（次ページ参照）1部 | 省エネ基準に関する評価の方法に応じて図書を準備ください。 | □ | □ |

【備考】

（1）「中間検査申請書」「完了検査申請書」「計画変更調書」は、当機構の書式をご利用ください。

（当機構HPの「建築確認事務所」「建築確認」「建築確認検査事業」からダウンロードいただけます。）

（2）このチェックシートは、完了検査申請の際、申請書と合わせて提出して下さい。

完了検査申請の必要書類ﾁｪｯｸｼｰﾄ 2/3

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構（建築確認事務所）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 建築物省エネ法関係書類（完了検査申請書に加えて添付）

下記の１）から７）の該当する場合に応じてチェックしてください。 | 申請者確認欄☑ | 受付時確認欄☑ |
| １）仕様基準の場合 | □ | □ |
|  | 1. 省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）
 |  | □ | □ |
| 1. 軽微な変更説明書（参考様式第４）

・変更内容が分かる図面一式 | 変更により仕様基準に適合しなくなった場合、省エネ適判を受ける必要があります。 | □ | □ |
| ２）省エネ適判の場合 | □ | □ |
|  | 1. 省エネ基準工事監理報告書

（住　宅：標準計算、非住宅：モデル建物法、標準入力法） | 省エネ計算の方法に応じた監理報告書の様式を使用ください。 | □ | □ |
| 1. 省エネ適判に要した図書

（当機関で省エネ適判を受けている場合は不要） | 設計内容説明書、各種図面、各種計算書、仕様表（機器表）等 | □ | □ |
| 1. 軽微な変更説明書（参考様式第２、第３）

・変更内容が分かる図面一式 | 軽微な変更ルートＡ～Ｃ※3の場合 | □ | □ |
| 1. 軽微変更該当証明書

（建築物省エネ法施行規則13条）・変更内容が分かる図面一式 | 軽微な変更ルートＣの場合 | □ | □ |
| 1. 変更後の省エネ適判通知書の写し＋図書

（当機関で変更省エネ適判を受けている場合は不要） | 軽微な変更ルートA～C以外の場合②に準じる図書 | □ | □ |
| ３-1）設計住宅性能評価（省エネ適判省略）の場合 | □ | □ |
|  | 1. 省エネ基準工事監理報告書
 | 省エネ計算等の方法に応じた監理報告書の様式を使用ください。 | □ | □ |
| 1. 設計住宅性能評価に要した図書及び書類

（当機関で評価を受けている場合は不要） | 設計住宅性能評価申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ） | □ | □ |
| 1. 軽微な変更説明書（任意様式※１）

・変更内容が分かる図面一式※２ | 軽微な変更ルートＡ、Bの場合 | □ | □ |
| 1. 変更設計性能評価書の写し＋図書

・これに要した図書及び書類（又は変更後計画に係る省エネ適判通知書及び適判に要した図書も可）（当機関で変更評価を受けている場合は不要） | 軽微な変更ルートＡ、B以外の場合②に準じる図書 | □ | □ |
| ３-2）省エネ適判と設計住宅性能評価等※4を合わせて受ける場合 | □ | □ |
|  | 1. 省エネ基準工事監理報告書

（住　宅：標準計算、非住宅：モデル建物法、標準入力法） | 省エネ計算の方法に応じた監理報告書の様式を使用ください。 | □ | □ |
| 1. 省エネ適判に要した図書

（当機関で省エネ適判を受けている場合は不要） | 設計内容説明書、各種図面、各種計算書、仕様表（機器表）等 | □ | □ |
| 1. 軽微な変更説明書（参考様式第２、第３）

・変更内容が分かる図面一式 | 軽微な変更ルートＡ～Ｃの場合 | □ | □ |
| 1. 軽微な変更該当証明書

（建築物省エネ法施行規則13条）・変更内容が分かる図面一式 | 軽微な変更ルートＣの場合 | □ | □ |
| 1. 変更後の省エネ適判通知書の写し＋図書

（当機関で変更省エネ適判を受けている場合は不要） | 軽微な変更ルートA～C以外の場合②に準じる図書 | □ | □ |

※１　省エネ基準適合が、標準計算の場合は参考様式２、モデル建物法の場合は参考様式３、仕様基準の場合は参考様式４を使用ください。

※２　変更設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等の変更認定通知書、長期使用構造等の変更確認書の写しを変更説明書の一部として提出することもできます。

※3　軽微な変更ルートA,B,Cは別紙を参照ください。

※4　設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画の認定又は長期使用構造等の確認

完了検査申請の必要書類ﾁｪｯｸｼｰﾄ 3/3

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 建築物省エネ法関係書類（完了検査申請書に加えて添付）

下記の１）から７）の該当する場合に応じてチェックしてください。 | 申請者確認欄☑ | 受付時確認欄☑ |
| ４）長期優良住宅認定 又 は長期使用構造等である旨の確認（省エネ適判省略）の場合 | □ | □ |
|  | 1. 省エネ基準工事監理報告書
 | 省エネ計算等の方法に応じた監理報告書の様式を使用ください。 | □ | □ |
| 1. 長期優良住宅認定又は長期使用構造等である旨の確認に要した図書及び書類

（当機関で長期使用構造等の確認を受けている場合は不要） | 長期優良住宅認定申請書又は長期使用構造等である旨の確認申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ） | □ | □ |
| 1. 軽微な変更説明書（任意様式※１）

・変更内容が分かる図面一式※2 | 軽微な変更ルートＡ※３の場合 | □ | □ |
| 1. 軽微変更該当証明書

・変更内容が分かる図面一式 | 軽微な変更ルートA以外の場合で、長期優良住宅促進法施行規則７条４項に該当する場合 | □ | □ |
| 1. 計画変更認定通知書又は変更確認書の写し

・これに要した図書及び書類（当機関で長期使用構造等の変更確認を受けている場合は不要） | 上記の軽微な変更に該当しない変更の場合。②に準じる図書 | □ | □ |
| ５）建築物のエネルギー消費性能向上計画等の認定（省エネ適判省略）の場合 | □ | □ |
|  | 1. 省エネ基準工事監理報告書
 | 省エネ計算等の方法に応じた監理報告書の様式を使用ください。 | □ | □ |
| 1. 性能向上計画等の認定に要した図書
 | 設計内容説明書、各種図面、各種計算書、仕様表（機器表）等 | □ | □ |
| 1. 軽微変更証明書

（建築物省エネ法施行規則28条）・変更内容が分かる図面一式 | 建築物省エネ法 施行規則第25 条（性能向上計画の軽微な変更）に該当する場合 | □ | □ |
| 1. 変更後の認定通知書の写し

・これに要した図書及び書類 | 上記の軽微な変更に該当しない変更の場合②に準じる図書 | □ | □ |
| ６）低炭素建築物新築等計画の認定（省エネ適判省略）の場合（都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）） | □ | □ |
|  | 1. 省エネ基準工事監理報告書
 | 省エネ計算等の方法に応じた監理報告書の様式を使用ください。 | □ | □ |
| 1. 低炭素建築物認定等に要した図書
 | 設計内容説明書、各種図面、各種計算書、仕様表（機器表）等 | □ | □ |
| 1. 軽微な変更に関する証明書

（エコまち法施行規則46条の２）・変更内容が分かる図面一式 | 都市の低炭素化の促進に関する 法律 施行規則第44 条（低炭素建築物新築等計画の軽微な変更）に該当する場合 | □ | □ |
| 1. 変更後の認定通知書の写し

・これに要した図書及び書類 | 上記の軽微な変更に該当しない変更の場合②に準じる図書 | □ | □ |
| ７）気候風土適応住宅の基準適用（省エネ適判省略）の場合 | □ | □ |
|  | 1. 省エネ基準工事監理報告書
 | ・気候風土適用住宅ﾁｪｯｸﾘｽﾄの対象項目に関する監理状況のわかるもの・一次エネ適合確認の方法に応じた監理報告書の様式を使用ください。 | □ | □ |
| 1. 一次エネの適合確認方法に応じた書類
 | 仕様基準、省エネ適判の場合に応じて前ページ１）２）に準じた書類 | □ | □ |

※１　前ページの※１参照

※２　変更設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等の変更認定通知書、長期使用構造等の変更確認書の写しを変更説明書の一部として提出することもできます。

※3　軽微な変更ルートA,B,Cは別紙を参照ください

【別紙】軽微な変更ルート（住宅の場合）

|  |
| --- |
| **【軽微な変更ルートＡ】**１）エネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更 |
| 次のイからニまでの変更が該当する。イ　外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る）、又は開口部面積が増加しない変更ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む）ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設  |
| **【軽微な変更ルートＢ】**２）一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）に比較し10％以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。  |
| 次のイ又はロの変更が該当する（**イとロの変更を同時に行う場合を除く**） イ 床面積　　主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10％を超えない増減。ロ 外皮　　外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の 0.9 倍以下の場合に、次の（イ）から（ニ）のいずれか（**同時に二以上の変更を行う****場合を除く**）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。（イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更（ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更（ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の 外皮の断熱性能が低下する変更（ニ）基礎断熱の基礎形状等の変更 |
| **【軽微な変更ルートＣ】**３）建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更 |
| **次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。**イ 建築物の用途の変更ロ 基準省令第１条第１項第２号イの基準（外皮）を適用する場合における同号イ（１）の基準（計算）から（２）の基準（仕様基準）への変更又は（２）の基準から（１）の基準への変更ハ 基準省令第１条第１項第２号ロの基準（一次エネ）を適用する場合における同号ロ（１）の基準（計算）から（２）の基準（仕様基準）への変更又は（２）の基準から（１）の基準への変更  |